

石狩北部地区消防事務組合会計年度任用職員募集案内

令和3年度任用の石狩北部地区消防事務組合会計年度任用職員を下記のとおり募集します。

1. 募集受付期間

令和3年1月12日（火）～令和3年1月19日（火）まで

2. 募集職種等

職 種：事務補助職員（消防本部 1名・石狩消防署 1名）

勤 務 地：石狩市花川北1条1丁目2番地3

報 酬：月額109,300円～119,800円程度

勤務時間：月曜から金曜週29時間以内

3. 任用期間

原則一会計年度（4月1日～翌年3月31日以内）

4. 応募要件・資格等

○年齢・性別は不問です。

○簡単なパソコン操作ができること（ワード・エクセルなど）。

○地方公務員法第16条の規定に基づく、以下の欠格条項に該当しない人とします。

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・当組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成、又はこれに加入した者

5. 応募方法

応募書類	・会計年度任用職員申込書（所定様式を使用すること） ※必要事項を記入の上、写真を貼付してください。 ・障がいをお持ちの方は、手帳の写し
提出先	〒061-3211 石狩市花川北1条1丁目2番地3 石狩北部地区消防事務組合 消防本部総務課 ※募集期限までに持参又は郵送（当日消印有効）にてご提出願います。 ※応募書類は返却いたしません。

6. 選考方法

書類選考・面接試験（日程については担当課より後日連絡します。）

7. 報酬、各種手当、休暇等

- 報酬：2. 募集職種等に記載されている報酬額の下限は、新卒者の場合です。経歴により上限額までの範囲内で採用時に決定します。
- 各種手当：期末手当（6か月以上任用かつ週15.5時間以上勤務の場合）、通勤に係る費用などは、当組合の規定により別途支給されます。
- 休暇制度：任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇等が付与されます。
- 休日：土日祝日
- 社会保険等：健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めにより、加入要件を満たす場合はそれぞれ適用となります。

8. 再度の任用について

一会計年度の任用終了後、公募により再度の任用が可能です。また、職種によっては、人事評価結果等により公募によらず再度任用される場合があります（最大4回まで）。

9. 服務等

- 地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用されるほか、懲戒の規定に該当する場合は、同法に基づく処分の対象となります。
- 任用は全て条件付のものとし、任用後1か月間（1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式任用となります。
- 会計年度任用職員から正職員への登用制度はありません。

10. その他

関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。

【問い合わせ先】

石狩北部地区消防事務組合消防本部総務課
電話0133-74-5119 F A X 0133-74-7488